

これからの学校図書館の活用の在り方等について
(審議経過報告)

平成20年9月
子どもの読書サポーターズ会議

これからの学校図書館の活用の在り方等について（審議経過報告）

目次

はじめに	p 1
I. 学校図書館の位置付けと機能・役割	p 2
1. 学校図書館の法的位置付け	p 2
2. 学校図書館の機能・役割	p 3
(1) 児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能	
(2) 教員のサポート機能	
(3) その他の機能	
ア 子どもたちの「居場所」の提供	
イ 家庭・地域における読書活動の支援	
II. 学校図書館をめぐる状況	p 4
1. 子どもの読書活動の広まりと子どもの読書状況	p 4
(1) 子どもの読書活動の広まり	
ア 国等の動き	
イ 学校における読書活動の状況	
(2) 子どもの読書の状況	
2. 読解力の育成・言語力の涵養等に対する要請の高まり	p 6
(1) 総合的な学習の時間の実施と生きる力の理念の共有	
(2) 我が国生徒の読解力等に関する調査結果と学力向上に向けた要請	
(3) 学校教育における言語力の涵養の要請	
3. 学校図書館に対する多様な要請	p 8
(1) 学校の中の学校図書館（「心の居場所」として）	
(2) 地域の中の学校図書館	
ア 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所として	
イ 地域における読書活動の拠点として	
III これからの学校図書館に求められる課題	p 9
1. 子どもの読書活動のより一層の推進に向けた対応	p 9
2. 教科等の学習における活用促進に向けた対応	p 9
(1) 授業における学校図書館の活用の拡大	
(2) 教員サポート機能の発揮	
3. 多様な要請への対応	p10

IV 学校図書館の活用高度化に向けた視点と推進方策 ----- p11

1. 視点と取組 ----- p11

(1) 「読書センター」機能の更なる発展

視点①； 学校図書館が中心となり、学校の読書活動を多様に展開する

視点②； 家庭や地域における読書活動推進の核として、学校図書館を活用する。

(2) 「学習情報センター」機能の更なる発展

視点③； 「学び方を学ぶ場」としての学校図書館の整備を進める。

視点④； 学校図書館の教員サポート機能を充実させる。

(3) 学校図書館を活用した子どもの居場所づくり

視点⑤； 「いつも開いている図書館、必ず誰かいる図書館」を実現し、「心の居場所」となる学校図書館づくりを進める。

視点⑥； 放課後の学校図書館を地域の子どもたち等に開放する。

2. 高度化推進に向けての留意点等 ----- p14

(1) 学校における組織的な推進体制の整備

(2) 教育委員会による条件整備・支援

ア 現状と課題

イ 求められる条件整備・支援

(3) 国による調査研究とその成果等の普及

おわりに ----- p17

はじめに

我が国においては、近年、生活環境の変化や様々なメディアの発達・普及などを背景として、国民の「読書離れ」「活字離れ」が指摘されている。

読書することは、「考える力」、「感じる力」、「表す力」等を育てるとともに、豊かな情操をはぐくみ、すべての活動の基盤となる「価値・教養・感性等」を生涯を通じて涵養していく上でも、極めて重要である。また、特に、変化の激しい現代社会の中、自らの責任で主体的に判断を行いながら自立して生きていくためには、必要な情報を収集し、取捨選択する能力を、誰もが身に付けていかなければならない。すなわち、これからの時代において、読み・調べることの意義は、増すことはあっても決して減ることはない。

このように見たとき、本を読む習慣、本を通じて物事を調べる習慣を、子どもの時期から確立していくことの重要性が、あらためて認識される。また、そのためには、学校教育においても、家庭や地域と連携しながら、読書の習慣付けを図る効果的な指導を展開していく必要があり、とりわけ学校図書館がその機能を十全に発揮していくことが求められる。

こうした中、文部科学省においては、平成19年度より「子どもの『読む・調べる』習慣の確立に向けた実践研究事業」を開始し、その一環として「子どもの読書サポーターズ会議」（本会議）を設置して、子どもの読書活動の推進に向けた社会への発信や、学校図書館の活性化等の方策に関する検討を進めることとされた。

本会議は、平成19年6月の設置以降、各地の学校図書館・公共図書館を会場にして会議を開催するとともに、ホームページの開設や、広報ポスターやリーフレットの作成・配布などを通じ、読書活動の意義や学校図書館の整備の必要性等について、積極的なアピールを行ってきた。

また、これと併せて、「これからの学校図書館の活用の在り方等」について、活発な議論を行い、このたび、その審議経過報告をとりまとめた。

本会議におけるこれまでの議論の中では、学校図書館は、その本来の役割の大きさ・重要さにもかかわらず、いまだ必ずしも十分な活用がなされておらず、また、活用したくても、十分に整備されていない学校図書館が多いことが、たびたび確認されてきた。

子どもの読書活動等の推進を図る上では、もとより、学校図書館の人的・物的体制の充実を図ることが不可欠であり、その必要性について広く国民の理解を得ながら、さらなる条件整備を進めていく必要がある。

一方、国民の理解を得るためには、学校図書館の側からも、学校図書館に何ができるか、学校図書館が今後どのような機能を充実させ、それによって、教育活動の展開や子どもの「育ち」にどう貢献できるのかを、示していくことが必要となる。

本会議は、このような考えに立ち、学校図書館に今後求められる役割や、その機能の発展の方向性等について、学校関係者等のみならず、広く国民に対しても明確なビジョンを示すべく、具体的な検討を進めてきた。

この報告に示す今後発展・充実させるべき学校図書館の機能は、人的・物的体制等が確保されることによって十全に発揮できるものであるが、同時に、その機能を発揮して、子どもたちをはじめ国民への様々な還元を行うことにより、学校図書館の体制整備の意義・重要性に対する一般の理解も、深まっていくことになると期待している。

本会議の検討内容については、現時点において結論が導かれているものではなく、引き続き議論を深めていく必要があるが、今後、さらに、幅広い関係者からの意見もいただきながら審議を進めていけるよう、これまでの検討の成果をとりまとめ、以下のとおり公表するものである。

I. 学校図書館の位置付けと機能・役割

1. 学校図書館の法的位置付け

- 学校図書館法の規定 [第3条]により、学校図書館は、すべての学校（小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に置かなければならないものとされている。
- 学校図書館の目的については、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料((略))を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」[第2条]とされ、学校は、次のような方法によって、学校図書館を児童生徒及び教員の用に供するものとされている[第4条第1項]。

【法律に規定された学校図書館の供用方法例】

- ・ 図書資料を収集し、児童生徒及び教員の利用に供すること。
- ・ 図書館資料の分類配列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- ・ 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童生徒に対し指導を行うこと。
- ・ 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

- 学習指導要領（総則）においても、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童(生徒)の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とされている。

- さらに、学校図書館法では、学校図書館の運営についての附帯事項として「学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる」とされている[第4条第2項]。

2 学校図書館の機能・役割

(1) 児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能

- 上のような目的を持つ学校図書館の機能については、従来より、児童生徒の「読書センター」機能及び「学習・情報センター」機能という2つの柱を持つものと捉えられてきた。この2つの機能の発揮を通じて、学校図書館は「学校教育の中核」たる役割を果たすよう期待されている。

《 児童生徒の「読書センター」としての学校図書館 》

- * 学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たす。
 - ～ 学校教育の一環として、すべての子どもに、本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与える。
 - ～ 子どもたちが、自由に好きな本を選び、静かに読みふける場を提供したり、様々な本を紹介して、読書の楽しさを伝える。

《 児童生徒の「学習・情報センター」としての機能 》

- * 学校図書館は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たす。
 - ～ 図書室で、図書館資料を使って授業を行うなど、教科等の日常的な指導において活用される。
 - ～ 教室での授業で学んだことを確かめ、広げ、深める、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表するなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援する。
 - ～ 利用指導等の取組を通じ、情報の探し方・資料の使い方を教える。
 - ～ 児童生徒が学習に使用する資料や、児童生徒による学習の成果物などを蓄積し、活用できるようにする。

(2) 教員のサポート機能

- 学校図書館の計画的な利用とその機能の活用（学習指導要領(総則)）は、各教科等を通じ、どの教員にも求められる。指導の改善・充実のため、それぞれの教員が、学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身に付けていくことが大切である。
- 一方、学校図書館法において、学校図書館は、教員のために図書館資料の収集・整理・保存、供用を行う施設としても位置付けられている。

- 教科等指導のための研究文献や教師向け指導資料、教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレファレンスや取寄せ等のサービスを行ったりする教員のサポート機能も、学校図書館が本来担うべき重要な役割の1つである。
- しかしながら、少なくともこれまでの学校図書館については、このような機能が十分に発揮されてきたとは言い難い実態がある。

(3) その他の機能

- 学校図書館については、上の(1)、(2)のような本来の機能以外にも、学校の中、地域の中で多様な機能を発揮している。

ア 子どもたちの「居場所」の提供

- 昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりを持つことができる場となる。児童生徒がこのような学校図書館を、校内における「心の居場所」としていることも少なくない。
- また、放課後の学校図書館は、放課後の子どもたちに安全・安心に過ごせる場を提供することともなっている。

イ 家庭・地域における読書活動の支援

- 学校図書館を、学校の児童生徒や教員だけでなく、地域住民全体のための文化施設として有効に活用できるようにすべきとする要請も多くなっている。
- このような要請の下、例えば、
 - ・ 家庭と連携して読書活動を進めるため、親子貸出しの実施など、保護者等の学校図書館利用を可能とする取組や、
 - ・ 学校図書館を地域住民全体の文化施設と位置付け、放課後や週末に、他校（他校種の学校）の児童生徒や地域の大人にも開放する取組などを通じ、地域における読書活動の核として、学校図書館の施設等やその機能の活用を図っている例もある。

II. 学校図書館をめぐる近年の状況

1. 子どもの読書活動の広まりと子どもの読書状況

(1) 子どもの読書活動の広まり

ア 国等の動き

- 平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されて以降、子どもの読書活動に対する社会的な関心も高まっている。
- 同法の制定を受け、国においては、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が2次にわたり策定され*¹、その推進が図られている。
また、すべての都道府県では「子ども読書推進計画」が策定され、さらに、市町村においても「推進計画」を策定して活動推進を図っているところが増えてきている。

イ 学校における読書活動の状況

- 読書活動への取組は学校の中にも浸透してきている。学校種による違いもあるが、全校一斉読書や、読み聞かせ、ブックトークなどの取組は、多くの学校で行われるようになった。また、従来からの一般的な取組として、読書感想文等への取組が、引き続き行われている。
- ただし、これまでの学校教育における読書指導については、「本を読むこと自体が楽しい」という読み方を教えることに失敗しているのではないかとの指摘もある*²。例えば、読書感想文を書くこと自体は国語力を向上させる有効な方策の1つとなるが、日常的な読書指導をせずに、感想文を書くためにのみ読書をさせるようなことをすれば、子どもたちは過度の負担を感じ、物語の中に入り込めず、読書を楽しむことができない等とも言われる。
- また、全国学校図書館協議会・毎日新聞社による調査によれば、全校一斉読書に対する感想として「本を読めるので楽しい」と答えた児童生徒の割合は、小学校から中学、高校へと進むにつれ、小さくなっている。全校一斉読書の時間があることで「本を読むことが好きになった」としている児童生徒の割合についても、同様の調査結果が出ている*³。
- 全校一斉読書等や読書感想文等以外にも、一部の学校では、例えば、読書マラソンや読書会・読書討論会、読書ゆうびん、読書のアニメーションなどの様々な取組が行われているが、こうした取組の広がりはおおむね限定的に止まっている。
特に、読書の楽しさを伝える活動手法に関しては、中学、高等学校と学校段階が上がるにつれ、読み聞かせなどの手法が用いにくくなるが、これに代わる中・高生向けの効果的な手法として、広く普及・定着しているものは、必ずしも見出せない状況にある。

*1 平成14年8月2日閣議決定（第1次）及び平成20年3月10日閣議決定（第2次）。

*2 「これからの時代に求められる国語力について」（平成16年2月3日 文化審議会答申）。

*3 「第53回学校読書調査」（2007年6月 全国学校図書館協議会・毎日新聞社）。

- なお、学校における読書指導においては、読書の楽しさに気付かせ、習慣付けを行うだけでなく、すでに読書の楽しさに気付き、読書に親しんでいる児童生徒に対しても、さらに様々なジャンルの図書を紹介し、その読書の幅を広げていく指導を行うことが重要な要素として求められる。

しかし、現在、このような指導は、専門的な知識技能を持つ一部の教職員による取組として行われているに過ぎず、学校において、広く、組織的に行われる状況にはなっていない。

- すなわち、現状において、多くの学校では、読書習慣を身に付けさせ、その幅を広げるための活動が、多様に展開されるまでには至っていないのが実態である。

(2) 子どもの読書の状況

- 我が国の国民一般の傾向として、「活字離れ・読書離れ」の傾向が以前より指摘されているが、上記(1)のような活動への取組を背景として、子どもの読書量については、近年、増加傾向を示す指標も出てきている*⁴。

- 一方、これらの調査においても、一定時間以上の読書をしている児童生徒は、小学校よりも中学校で少なくなり、「不読者」の割合が中学校で多くなる状況が、同時に示されている。

中学生については、部活動や塾などもあり、読書する時間を確保することがより難しくなることから、読書離れが進みやすいとの指摘が、従来からなされている。

- ただし、「読書が好き」な児童生徒の割合は、小学生と中学生との間で必ずしも大きな違いは表れておらず、読書への関心自体は、中学生になっても、ある程度維持されている状況も見出される。

これら調査等からは、読書好きの生徒が、勉強やスポーツ、友人との交友の合間に、小学校時ほどではなくとも一定の時間を確保し、本を読んでいる状況もあることが推測できる。

2. 読解力の育成・言語力の涵養等に対する要請の高まり

(1) 総合的な学習の時間の実施と「生きる力」の理念の共有

- 変化の激しいこれからの社会を担う子どもたちには、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、それらを活用して様々な課題に積極的に対応し、解決していける力を身に付けていくことが重要となる。

* 4 文部科学省の調査では、児童生徒の読書時間について、平成13年度以降、全体として増加傾向が見られるとともに、平日に読書を全く(又は、ほとんど)しないとする「不読者」の割合が減少している状況が示されている。

また、全国学校図書館協議会・毎日新聞社が毎年調査している「5月1ヶ月間の平均読書冊数」についても概ね増加傾向が表れ、「不読者」(0冊回答者)の割合が減少している。

- このような観点から、現行学習指導要領（平成10・11年告示）においては、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に判断し、問題解決する能力等を育て、「生きる力」をはぐくむことをねらいとした「総合的な学習の時間」が新たに設けられた。

※「総合的な学習の時間」のねらい

- (1) 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方を考えることができるようにすること
- (3) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること

- 総合的な学習の時間の創設により、各学校は、地域や学校、子どもたちの実態等に応じて、横断的・総合的な学習や子どもたちの興味関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこととなり、学校図書館を授業の中で活用していくことに対する教員の関心も、これを契機として大きく高まった。

- 平成20年3月に告示された新しい学習指導要領においても、引き続き、「生きる力」の理念の共有の上に、学校の教育課程全体を通して、基礎的な知識・技能とともに、それらを活用する能力等を育てていくこととされている。

このような中、すべての教科等の指導を通じ、学校図書館の計画的な利用を進め、児童生徒の主体的な学習活動を促進していくことが、ますます重要となっている。

(2) 我が国生徒の読解力等に関する調査結果と学力向上に向けた要請

- これからの社会で重要となる知識・技能の活用能力については、OECD（経済協力開発機構）において国際的な調査（生徒の学習到達度調査（PISA））が実施されている。
- とりわけ我が国の生徒の「読解力」については、2003年のPISA調査で低下傾向が示されている。もはや世界トップレベルとは言えない（OECD平均と同程度）とするその結果は、国民の間でも深刻に受け止められた*5。
- 平成19年度からは、文部科学省の全国学力・学習状況調査が、全国の小・中学生を対象に実施されている。各学校においては、この調査結果等を元に自校の課題の分析を行い、それぞれの実態に応じた対策を立て、授業の改善・充実等につなげていくよう求められている。

*5 我が国の生徒の読解力については、続く2006年のPISA調査の結果においても、前回調査（2003年）とほぼ同程度の成績となっている。

(3) 学校教育における言語力の涵養の要請

- PISA調査の結果等に対する社会的関心が高まる中、平成17年には「文字・活字文化振興法」が制定され、国・地方公共団体は、「学校教育における言語力の涵養」のための施策を講ずべきことが明記された。
- 新しい教育基本法の理念を受けて、平成19年6月に改正された学校教育法の第21条においても、義務教育として行われる普通教育の目標の1つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと（第5号）」が新たに規定された。
- さらに、平成20年3月に告示された小・中学校の新学習指導要領においても、「言語力の育成」が新たな基軸として打ち出され、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論などの言語を使った活動（言語活動）を充実することとされている。

3. 学校図書館に対する多様な要請

(1) 学校の中の学校図書館（「心の居場所」として）

- 地域社会の中においても、児童生徒が放課後に安全・安心に過ごせる「居場所づくり」が重要な課題となっている。
- このような状況の中、学校図書館についても、自校の児童生徒はもちろん、地域の子どもにも開放し、子どもの放課後活動（読書活動）の拠点等として活用すべきとの要請も寄せられるようになっている。
- 特に、最近では、文部科学省・厚生労働省の連携による総合的な放課後対策として、「放課後子どもプラン」が実施されており、学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設に、放課後児童クラブ等が開設・実施されるケースも増えている。そうした中であって、さらに、クラブ等が併設された学校の図書館を地域の子どもに開放することにより、学校図書館を、地域の子ども読書活動の拠点として、有効活用できるのではないかとの期待がある。
- 一方、過疎地域におけるスクールバス通学の児童生徒の場合、放課後にバスが発するまでの時間は、校内のどこかで過ごす必要があり、このような児童のためにも、学校図書館を開館して居場所を提供することが重要となる。過疎地域における学校の統廃合が今後さらに進んでいった場合、このようなニーズがますます大きくなることも予想される。

イ 地域における読書活動の拠点として

- 生涯学習に対する国民の関心の高まりを受け、地域住民が自由に学校図書館を訪れ、図書資料の利用・貸出しができるようにしてほしいとする要請は、今後ますます多くなっていくものと予想される。
- こうした要請を受け、すでに地域によっては、上記Ⅰの２(３)イで見たように、独自のノウハウにより、学校図書館を地域の資源として有効に活用している事例も見られる。さらに最近では、(一部の核となる)学校図書館を地域住民全体のための施設としてより明確に位置付け、「地域開放型」の図書館として、その機能に応じた蔵書や設備の整備を推進するといった方向性も、検討されるようになってきている。

Ⅲ これからの学校図書館に求められる課題

1. 子どもの読書活動のより一層の推進に向けた対応

- 上記Ⅱ 1のような状況を踏まえれば、学校教育における読書活動を今後さらに推進する上では、例えば次のような観点からの充実を図り、多様な読書活動の取組をより一層普及・定着させていくことが求められる。

- * 家庭や地域との連携等により、読書の習慣付けを図る取組を活性化させること。
- * 特に、中・高等学校において読書の楽しさを伝える効果的な指導・活動の手法（自ら図書館に足を運ぶ生徒だけでなく、すべての生徒に向けたアプローチ）を開発すること。
- * 読書の楽しさを知る児童生徒にも、さらに読書の幅を広げる指導を充実すること。

など

- これらの課題に対しては、学校図書館やそのスタッフを有効に活用しながら、学校全体として組織的に取り組むことにより、的確に対応していく必要がある。

2. 教科等の学習における活用促進に向けた対応

- 上記Ⅱ 2のような状況を踏まえ、教科等の学習における学校図書館の活用促進に向けて、次のような取組を進めていくことが求められる。

(1) 授業における学校図書館の活用の拡大

- 読解力の向上に向けた要請に応えるため、また、言語活動の充実を図ることとした新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、その適切な実施を進めるため、授業における学校図書館の活用を拡大していくことが重要となる。

- 授業における学校図書館の活用については、教科等によってもその活用の度合いに大きな差があるが、「言語活動の充実」は、各教科等の指導全体を通じて推進していくものであり、従来から活用が進んでいる教科等だけでなく、様々な教科等における活用を促進していくことが必要である。

(2) 教員サポート機能の発揮

- 言語活動等以外の活動も含め、各教科等の授業を改善し、充実させる上で、学校図書館が教員サポート機能を発揮していくことは、特に大切である。
- 学校図書館法による明確な位置付けにもかかわらず、教員のサポート機能については、これまで長年にわたり発揮されてこなかった実態があるが、その背景としては、以下のような事情もあったことも考えられる。
 - * 学校図書館の蔵書整備においては、児童生徒用の読み物（とりわけ文学作品等）の購入が最優先され、教師用の指導資料や、授業研究のための文献資料等までは、整備が行き届かない現実があること。
 - * 学校図書館法附則の規定により、本来置かれるべき司書教諭の配置が長年にわたり猶予された経緯があり、学校図書館を活用した教科等の指導内容・方法等について、他の教師に指導・助言できるような人材を、校内に得られなかったこと。
 - * 教員の間で、自主性・主体性を尊重した指導の重要性に対する認識が十分に浸透せず、そのため、それぞれの教師自身も、学校図書館活用への意欲・動機付けに乏しいといった状況が、長くあったこと。
- しかしながら、近年においては、①学校図書館図書標準の達成を目指した計画的な地方財政措置や、②12学級以上の全学校への司書教諭配置義務付けと未配置校における発令の促進、③「生きる力」をはぐくむ教育についての理念の共有など、上記のような背景事情にも変化が生じており、各学校・教育委員会等の努力により、学校図書館の教員サポート機能を格段に向上させることが可能な状況となってきている。
- 教育指導の専門職たる教員にとって、もとより情報資料等のサポート環境は不可欠であり、学校図書館においても、学校図書館法の規定に基づき、そのための相応の役割を果たしていくことが、当然に求められる。
- また、とりわけ最近では、個々の教員の創意工夫による教育活動の充実がますます重要となる一方、それぞれの教員について見れば、その業務は一般に多忙となっており、子どもたちへの指導の準備に要する時間も含め、子どもと向き合う時間の確保に困難を抱えている実情がある。こうした中であって、教員に最も身近な情報資料拠点である学校図書館を、教材研究や授業準備等の支援に有効に活用していけるようにすることは、もはや猶予を許されない課題であると考えられる。

- 以上を踏まえ、学校図書館が本来有すべき教員サポート機能を発揮するよう、あらためて、必要な取組を促進していく必要がある。

3. 多様な要請への対応

- 上記Ⅱ 3で見たように、学校図書館については、子どもの居場所づくりや地域住民への開放など、学校・地域の中で、当初の施設目的の範囲に止まらない新たなニーズが寄せられるようになっている。
- 学校図書館が、図書資料を児童生徒や教員に利用させるという本来機能の向上に基本を置くことは当然であるが、さらに、これらのニーズに応えていくことで、子どもたちの学校生活の充実や、地域における読書活動等の活性化に貢献していくことも重要である。
- 特に、学校図書館の地域開放については、その実施に当たり、児童生徒の本来利用を妨げないための配慮等が必要となるものの、適切な運営により、読書を通じた異年齢の子ども同士の交流や、大人との交流を促進できるなど、子どもの読書活動を充実させる上での効果も大いに期待できる。
さらに、「地域開放型」の図書館と位置付けられることで、蔵書や人員等の整備が進めば、学校側にとっても、日常の指導においてこれを活用できるなど、大きなメリットがある。
- 以上を踏まえ、学校図書館に対するこれらの要請に対しては、各学校・地域の実情に応じつつ積極的に対応していくことが、期待される。

IV 学校図書館の活用高度化に向けた視点と取組等

1. 視点と取組

- 以上のように、学校図書館に対しては、最近の情勢を受けた様々な教育的・社会的要請が寄せられている。こうした要請に応えるためには、学校図書館のより一層の機能の向上を図り、その活用を高度化していくことが必要となる。
- 本会議においては、これらの新しい要請を踏まえ、学校図書館の機能とその活用に関し、今後求められる方向性を、次の6つの視点から捉えることとした。

視点①； 学校図書館が中心となり、学校における読書活動を多様に展開する。

視点②； 家庭や地域における読書活動推進の核として、学校図書館を活用する。

視点③； 「学び方を学ぶ場」としての学校図書館の整備を進める。

視点④； 学校図書館の教員サポート機能を充実させる。

視点⑤； 「いつでも開いている図書館、必ず誰かいる図書館」を実現し、「心の居場所」となる学校図書館づくりを進める。

視点⑥； 放課後の学校図書館を地域の子どもたち等に開放する。

○ これらの視点に立ち、活用の高度化を進める上で、考えられる取組の例について、以下のとおり提言したい。

(1) 「読書センター」機能の更なる発展

視点① 学校図書館が中心となり、学校における読書活動を多様に展開する。

〔考えられる取組の例〕

- 異校種間・異学年間の連携等による取組を推進する（校種横断による継続的な読書指導計画の策定、上級生による読み聞かせの実施など）。
- 読書活動を推進している地域の団体等の協力を得て、特色ある取組を展開する。
- 中学生・高校生向けの効果的な読書指導の方法・活動プログラム等を開発する。
- 読書の面白さを知った児童生徒に対し、さらに、読書の幅を広げる指導を行うための取組を充実させる。
- 多様な取組事例に関する広報・情報提供を進める。 など

視点② 家庭や地域における読書活動推進の核として、学校図書館を活用する。

〔考えられる取組の例〕

- 「読書だより」の発行、学校図書館ホームページの開設等を通じ、家庭向け・地域向けの発信を行う。
- 例えば「子ども読書の日（4月23日）」等に合わせ、地域・家庭向けのキャンペーンやイベント等を実施する。
- 親子貸出しの実施、親子参加による読書交流会の開催などを通じ、家庭内における読書文化の醸成を支援する。
- 放課後開放された小学校の学校図書館で、地域の高校生が読み聞かせを行うなど、読書を通じた交流活動を展開する。
- 「地域開放型」学校図書館の運営に関するノウハウの蓄積と普及を図る。
- 学校図書館が窓口となって、地域の団体や公立図書館等との連携を推進する。 など

(2)「学習・情報センター」機能の更なる発展

視点③ 「学び方を学ぶ場」としての学校図書館の整備を進める。

〔考えられる取組の例〕

- 各教科等における言語活動や本を使って調べる学習等の取組を、学校図書館の活用により効果的に行う方法等について、調査研究を進める。
- 司書教諭等による図書館利用指導の手法をさらに発展させ、児童生徒の情報活用能力を育てる効果的な指導方法を開発して、その普及を図る。
- 情報教育と連携した学校図書館活動の効果的な取組等を開発・普及する。
- 図書以外にも新聞、雑誌、DVD、情報ファイル等を整備する。
- 各種事典、図鑑、データブック、年鑑等の参考図書や郷土資料等を整備する。
- 学校図書館の図書を使って学習を行うための参考調査室（「調べる学習室」など）を整備する。

など

視点④ 学校図書館の教員サポート機能を充実させる。

〔考えられる取組の例〕

- 教員向けのレファレンスや、授業で使う教材・資料の取寄せサービス等を実施する。
- 地域の公共図書館や他校の学校図書館に加え、教育センターとの資源共有・物流のシステムを構築する。
- 文部科学省、教育委員会、他の学校や各種教育研究団体等から配布される各種指導資料等の中から、重要なものを選択し、整理・保存して教員が利用できるようにする。
- 教員が作成した指導案等の資料を蓄積し、活用できるようにする。
- 教員用の研究スペース・設備を設ける。
- 各教員が学校図書館を活用した授業を行う際には、司書教諭等が必要な助言を与えることのできる体制を整備する。
- 学校図書館を活用した授業や読書活動等に関する校内研修等を主催する。

など

(3) 学校図書館を活用した子どもの居場所づくり

視点⑤ 「いつでも開いている図書館、必ず誰かいる図書館」を実現し、「心の居場所」となる学校図書館づくりを進める。

〔考えられる取組の例〕

- 司書教諭、学校司書又はボランティアなど、大人が昼休みや放課後に常駐する体制を確立する。
- 児童生徒による図書委員会の活動を組織化し、司書教諭等による人的体制の補充として、学校図書館運営へ主体的に参画させる。
- 自由な読書のためのゆったりとしたスペースを設けたり、談話室を隣に設けたりする。など

視点⑥ 放課後の学校図書館を地域の子どもたち等に開放する。

〔考えられる取組の例〕

- 放課後児童クラブが併設された小学校等において、地域の子ども向けの図書館開放を進める。
- 過疎地域等におけるスクールバス通学児童生徒のために、学校図書館が放課後の活動の場を提供する。
- 「地域開放型」学校図書館の運営に関するノウハウの蓄積と普及を図る〔再掲〕。など

2. 高度化推進に向けての留意点等

(1) 学校における組織的な推進体制の整備

- 学校図書館の活性化を図る上で、また、上記1に掲げるような活用高度化に向けた取組が効果を上げるためにも、学校全体としてのマネジメントが重要となる。
- 学校図書館の運営や読書活動の展開に関し、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整備することが求められる。

〔留意点〕

- * 学校図書館の重要性について共通理解を深め、司書教諭を中心に、すべての教員や学校司書等が、適切な役割分担の下、協力して、学校図書館を充実させる。
- * 学校の教育目標や経営方針を実現するに当たって、学校図書館をどのように位置付けるかを明確にする。そのために、学校図書館自体の活動目標を設定する。
- * 蔵書整備に当たっては、司書教諭等が単独で蔵書の選定を行うのではなく、他の教員等の要望も反映されるようにする（例えば、「図書選定委員会」を組織して選定する、「図書選定基準」を定めるなど）。

(2) 教育委員会による条件整備・支援

ア 現状と課題

- 各学校における学校図書館活動を推進する上で、また、上記1に掲げるような取組を進めていく上でも、教育委員会による条件整備やソフト面での支援は不可欠である。

とりわけ、学校図書館は、子どもの様々な興味・関心、教員の幅広いニーズ等に応えながら、適切な指導やサービスを行っていかねばならず、その業務には相当の専門性が求められる。条件整備・支援に当たっては、こうした多様かつ専門的・技術的な要求にも十分対応できるだけの体制を確立していくことが重要となる。

- 一方、学校図書館の条件整備についての現状を見れば、例えば、小・中学校等における図書整備の目標である「学校図書館図書標準」を達成した学校数は、平成18年度末現在、4割程度に止まっている*⁶。

- また、人的体制についても、学校図書館法に基づく司書教諭の配置に関しては、12学級以上の学校ではほぼ全校で配置されているものの、配置の義務付けが猶予されている11学級以下の学校での配置率は未だ2割程度となっている*⁷。

12学級以上の学校でも、司書教諭が、図書館業務以外にも様々な業務を抱える中で十分な機能を発揮できず、その職の存在自体が形骸化している学校も少なくないと言われる。

- さらに、学校図書館の業務の専門性にかんがみれば、専門的な知識・技能を有する担当職員である、いわゆる「学校司書」の役割が重要となる。学校図書館担当職員については、現在、その職務内容の実態等は様々となっているが、「学校司書」として、図書の貸出、返却、目録の作成等の実務のほか、資料の選択・収集や、図書の紹介、レファレンスへの対応、図書館利用のガイダンスなど、専門性を求められる業務において大きな役割を担っている例が少なくない。

しかしながら、とりわけ小・中学校においては、何らかの形の学校図書館担当職員を置いている小・中学校は、全体の4割未満に止まっており、その勤務形態も非常勤が中心であって、専門的な人材を確保できていない学校が未だ多くを占めている。また、高等学校については、従来より、常勤の学校図書館担当職員を置くことが一般的となっているが、学校の教育活動全体に寄与するような役割を十分果たし得ていないとの指摘もあるほか、近年では、その配置率も低下傾向にある*⁸。

* 6 平成18年度末現在、学校図書館図書標準を達成している学校（公立）の割合は、小学校で42.0%、中学校で36.8%（「平成19年度 学校図書館の現状に関する調査」文部科学省）。

* 7 平成19年5月現在、12学級以上の学校（公立）における司書教諭の発令割合は、小学校で99.3%、中学校で98.9%、高等学校で97.0%であるのに対し、11学級以下の学校における発令割合は、小学校で17.4%、中学校で21.4%、高等学校で16.0%となっている（「平成19年度 学校図書館の現状に関する調査」文部科学省）。

* 8 学校図書館担当職員（教諭やボランティアを除く。）を配置している学校（公立）の割合は、平成19年5月現在、小学校で35.6%、中学校で35.4%となっており、配置されている職員の勤務形態については、小学校で80.8%、中学校で77.5%が非常勤となっている。高等学校（公立）については、平成17年5月時点で76.1%の学校に学校図書館担当職員が置かれていたが、平成18年5月には74.6%、平成19年5月には73.4%と低下してきている。なお、高等学校の学校図書館担当職員のうち非常勤職員の割合は、平成19年5月現在、10.4%となっている（「平成19年度 学校図書館の現状に関する調査」文部科学省）。

イ 求められる条件整備・支援

- 学校図書館の人的・物的体制の整備は、上のような現状を踏まえつつ、設置者たる教育委員会において責任を持って進める必要がある。各教育委員会においては、その設置する学校の学校図書館について、次のような措置を積極的に講ずることが望まれる。

〔人的体制〕

- * 各学校に専門的な人材による体制を確立する。
 - ～（有資格者の配置を受けた）司書教諭の発令の促進
 - ～「学校司書」の配置、担当職員の常勤化、非常勤職員の配置時間の充実
 - ～ 司書教諭や「学校司書」の業務を支える体制の整備 など
- * 教育委員会における指導主事等の学校図書館担当職員の体制を強化する。

〔物的体制〕

- * 学校図書館図書標準の達成を目指した図書整備を進め、多様な図書資料を充実させる。
- * 情報化の推進など、学校図書館の施設整備を充実させる。

- さらに、都道府県・市町村の教育委員会において、「学校図書館支援センター」等に関するモデル事業の成果等も踏まえつつ、それぞれの地域の実情に応じ、例えば次のような側面から、学校図書館への支援を積極的に行う必要がある。

- * 地域における図書資料の資源共有を促進する。
 - ～ 公立図書館による団体貸出し・学校間の相互貸借の実施、物流システムの構築とその機能強化など
- * 教育センターと学校図書館との連携体制を構築する。
 - ～ 教育センターにおける担当部門の開設、地域の図書館ネットワークの中への教育センターの取込みなど
- * 研修機会を充実させ、学校図書館のスタッフ職員の資質向上や、校長等管理職の理解増進を図る。
 - ～ スタッフ職員のための研修会の開催、他校のスタッフ職員との交流の場の提供など
 - ～ 学校図書館、読書活動等に関する研修の管理職研修への組入れなど
- * 読書ボランティア等の養成・訓練を行う。
 - ～ ボランティア団体への支援、研修会の開催など

- なお、教育委員会が学校図書館への支援を進めるに当たり、公立図書館の資源・機能をいかに活用していくかは重要な鍵となる。公立図書館にあっては、その蔵書の貸出しだけでなく、物流の提供や研修への協力等を通じ、地域の学校に対する支援を率先的に行うことが期待される。

(3) 国による調査研究とその成果等の普及

- 国においては、学校図書館への新たな要請に応える先導的な取組について、調査研究を実施し、そのノウハウの蓄積を進めるとともに、そこで得られた成果等を元に各学校・教育委員会等に向けた情報提供を行い、学校図書館機能の高度化に向けた取組を促進していくことが求められる。

おわりに

本会議は、これまでに9回の会議を開催し、子どもの読書活動や学校図書館の活動に関する広報啓発を行うとともに、学校図書館の今後の発展の方向性を探るための検討を進めてきた。

審議の経過を通じ、学校図書館の機能の向上に向け当面目指すべき方向や、そのために取り組むべき方策等については、ある程度明らかになってきたが、具体的な事項については、なお一層の検討が必要である。

また、時代の変化に対応した、より長期のビジョンを明確にするとなれば、さらに深く掘り下げた議論を行っていく必要もある。

さらに、子どもの読書習慣の確立を目指すならば、子どもたちが多くの時間を過ごす家庭や地域との連携は不可欠であり、学校図書館の在り方に関する審議と並行して、家庭や地域の教育を担う方々に対するアピールも、積極的に行っていかなければならない。特に、現代の子どもたちは、学校外で、テレビやゲーム、インターネットなどの多様なメディアに接しており、こうした中で、進んで本に手を伸ばす子どもを育てるには、家庭が果たす役割にも多くを期待しなければならない。

本会議としては、現時点における検討の成果を、今回、審議経過報告として公表することとするものであるが、今後さらに広く関係者等の意見を聞きながら、これからの学校図書館の活用の在り方等について審議を深めていきたい。